

(2) 株式会社日本政策金融公庫資金 [相談窓口：公庫受託金融機関（農協・信農連・銀行・信用金庫等）、公庫]

① 農業生産関係

資金の種類	金利 (年%)	償還期限 (据置期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額 (A又はBの低い額)			貸付対象									摘要						
				A 融資額 (万円)		B 融資率 (%)	施設			農機具等			家畜の導入									
				個人	法人		乳牛	肉牛	豚	鶏	他	乳牛	肉牛	豚	鶏		他	乳牛	肉牛	豚	鶏	他
農業基盤整備資金	補助県営 0.65 団体営 0.50 非補助 0.50	25	10	受益者の負担する額			農業を営む者、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、5割法人・団体、農業振興法人									農地・牧野の改良・造成等に必要資金						
	畜産基盤整備 0.50						25	3	農業協同組合、農業協同組合連合会、5割法人・団体、農業振興法人									農業者団体が、乳牛、繁殖用肉用雄牛及び肥育牛について行う預託事業に必要な家畜の導入に必要な資金				
経営体育成強化資金	貸付対象の(1)の ② 0.50 上記以外 0.50	25	3	個人15,000、法人50,000の範囲内で、①～③の合計額 ①前向き投資資金 負担する額の80%相当額。 ②再建整備資金 個人1,000(特認1,750、特定2,500)、法人4,000 ③償還円滑化資金 経営改善計画の5年間(特認10年間)において支払われるべき既往負債の支払金の合計額			(1) 前向き投資資金 ①農地等の改良・造成、②農地等所有権の取得、 ③農地等の利用権の取得、④家畜の購入又は育成、 ⑤農機具、運搬用器具の賃借権の取得等 (2) 再建整備資金 制度資金以外の負債整理 (3) 償還円滑化資金 既往借入制度資金等の償還負担の軽減									経営改善資金計画に基づく又は経営改善計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金						
	<東日本大震災の直接・間接被害を受けた者(原発被災者を除く。)> 個人25,000、法人80,000の範囲内で、①～③の合計額 ①前向き投資資金 負担する額の80%相当額 ②再建整備資金 個人2,000(特認3,500、特定5,000)、法人8,000 ③償還円滑化資金 経営改善計画の5年間(特認25年間)において支払われるべき既往負債の支払金の合計額																					
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	0.16~0.50	25	10	30,000 (特認60,000)	100,000 (特認200,000) (一定の場合300,000)	100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者(認定農業者)が対象
青年等就農資金	無利子	17	5	3,700 (特認10,000)	3,700 (特認10,000)	100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	農業経営基盤強化促進法の青年等就農計画の認定を受けた農業者が対象

資金の種類	金利 (年%)	償還期限 (据置期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額 (A又はBの低い額)			貸付対象										摘要						
				A 融資額 (万円)		B 融資率 (%)	施設					農機具等						家畜の導入					
				個人	法人		乳牛	肉牛	豚	鶏	他	乳牛	肉牛	豚	鶏	他		乳牛	肉牛	豚	鶏	他	
農業改良資金	無利子	12	3~5	5,000	15,000	100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	個別法(※)に基づき国又は都道府県の各種計画の認定と農業改良資金融通法に基づく農業改良措置の認定を受けた農業者等が対象。	
畜産経営環境 調和推進資金	畜産業を営む者 補助 0.50 非補助 0.50	20 (一部15)	3	3,500 (特認12,000)	7,000 (特認40,000)	80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						処理高度化施設整備計画に基づくもの	
	共同利用 0.50			-		80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						共同利用移設整備計画に基づくもの	
振興山村・過疎 地域経営改善資金	補助 0.65 (共同利用 1.65) 非補助 0.50	25	8	1,300※ (特認2,600)	5,200※ (特認6,000~50,000※)	80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	山過法に基づく営農改善家畜の導入のその他は繁殖用めん羊及び山羊	
農林 漁業 施設 資金	共同 利用 施設	農商工等 連携 六次産業 化	0.50	20	3	-	-	80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					農協等が行う畜産共同利用施設
		食肉セン ター施設 家畜市場 施設	0.50	20	3	-	-	80															「食肉センター施設整備計画」又は「家畜市場施設整備計画」を作成し、知事承認を受けた農協、5割法人、団体が対象
	主務 大臣 指定 施設	環境保全 型等	0.50	15	3	-	-	80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					融資事業計画に基づくもの
		特別振興 事業	施設 0.50 立ち上がり支援 0.65	15 10	3	-	-	80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特別振興事業(広く農林漁業の発展に寄与する事業)
農林漁業セーフティ ネット資金	0.16~0.45	15	3	<一般> 600 ・東日本大震災: 1,200 ・新型コロナウイルス: 1,200 ・原油価格・物価高騰等: 1,200 ・新型コロナ及び原油価格・物価高騰等: 1,800 <特認> 年間経営費の12分の6又は粗収益の12分の6 に相当する額のいずれか低い額。[要簿記帳帳] ①東日本大震災 : 年間経営費等の12分の12 に相当する額 ②新型コロナウイルス : 年間経営費等の12分の12 に相当する額 ③原油価格・物価高騰等 : 年間経営費等の12分の18 に相当する額 ④新型コロナ及び原油価格・物価高騰等 : 年間経営費等の12分の18 に相当する額			(1)災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害、火災等) (2)法令に基づく行政処分(CSF、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等) (3)社会的、経済的環境変化等(新型コロナウイルス、原油価格・物価高騰、農林水産物の不作等)による一時的な経営状況の悪化										経営安定計画に基づくもの。 貸付対象の(1)を借り入れる場合は、市町村長の罹災証明書が必要。						

注1: 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)について、「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者等が借り入れる場合については、貸付当初5年間実質無利子での貸付けが可能。また、TPP対策として「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者等であって、新たに攻めの経営展開を行う計画を策定したものが借り入れる場合については、貸付当初5年間実質無利子化での貸付けが可能。このうち、主として借り入れた資産により事業を行っている等の理由により十分な担保提供ができない場合に、事業性を確認したうえで、実質無担保・無保証人での貸付けが可能。

注2: 家畜の導入の○は繁殖用家畜のみが対象となり、◎は肥育用家畜も対象となる。

注3: 貸付限度額の欄の※印の金額は、非補助事業の場合のみ適用され、補助事業の場合は融資率のみの適用となる。

注4: 上記資金について、東日本大震災関連は償還期間(据置期間を含む)を3年延長して貸付けが可能(青年等就農資金、農業改良資金は除く)。

注5: 経営体育成強化資金、スーパーL資金、農林漁業セーフティネット資金については、東日本大震災の被害を受けた者に対し、実質無利子(最長18年)、実質無担保の貸付けが可能。

注6: 新型コロナウイルス感染症又は原油価格・物価高騰等により経済的影響を受けた者に対する対応

①貸付当初5年間の実質無利子化貸付: 農林漁業セーフティネット資金、経営体育成強化資金、スーパーL資金、農林漁業施設資金

②実質無担保等貸付: 農林漁業セーフティネット資金(民間金融機関からの融資を受けやすくするための劣後ローンを含む。)、経営体育成強化資金、スーパーL資金

② 農産物加工・流通関係

資金の種類	借入期間別による金利の一例(年%)	5年以内	10年	15年	20年	償還期限(年以内)	据置期間(年以内)	貸付限度額(A又はBの低い額)		貸付対象	摘要
								A 融資額	B 融資率(%)		
新規用途事業等資金		—	—	0.95	—	10年超 15年以内	3	—	80	新規の用途の開発、加工原材料の新品種の育成又はその成果の企業化、当該施設の利用に必要な特別の費用等	特定農林畜水産物(生乳、豚・鶏肉、鶏卵等)を原材料として使用する食品製造業者
活性化 中山間 資地域	加工流通施設	中小企業等2.7億円まで 2.7億円超	— —	0.45 0.70	— —	10年超 15年以内	3	—	80	中山間地域の農林畜水産物を原材料とした加工施設、中山間地域農林畜水産物の流通施設、当該施設の利用に必要な特別の費用等	
	保健機能増進施設	中小企業等2.7億円まで 2.7億円超	— —	0.45 0.75	— —					中山間地域の農林水産資源を活用した保健機能増進施設(体験農場・農園等)、当該施設の設置に必要な特別の費用等	
	生産環境施設	借入期間にかかわらず 0.50			—	25	8	—	80	中山間地域内の生産環境施設(農山漁村広場施設、多目的研修集会施設等)	
特定農産加工資金	中小企業等2.7億円まで 2.7億円超	— —	— —	0.45 0.60	— —	10年超 15年以内	3	—	50~80	乳製品、牛肉調整品、豚肉調整品製造業者等配合飼料製造事業	新技術利用には、当該施設の利用に必要な特別の費用等を含む
食品産業品質管理高度化促進資金	中小企業等2.7億円まで 2.7億円超	— —	— —	0.45 0.60	— —	10年超 15年以内	3	20億	70~80	食品製造過程の管理の高度化を行うのに必要な施設の整備、当該施設の利用に必要な特別の費用等	
農業競争力強化支援資金		—	—	0.45	0.65	10年超 20年以内	3	—	80	配合飼料製造事業、牛乳・乳製品製造事業その他の飲食品の製造事業に係る施設の改良、造成若しくは取得等	認定事業再編計画に基づいて事業再編を実施する者

注1: 上記資金について、東日本大震災の直接・間接被害を受けた者に対し、償還期間(据置期間を含む)を3年延長して貸付が可能。

(3) 農業経営改善促進資金 [相談窓口: 農協、信農連、銀行等]

資金の種類	金利(年%)	償還期限(年以内)	据置期間(年以内)	貸付限度額(万円)		貸付対象	摘要
				個人	法人		
農業経営改善促進資金(スーパーS資金)	変動金利制	1	—	認定農業者 500	認定農業者 2,000	短期運転資金(飼料費、種苗費、機械等の修繕費、中小家畜等の購入費、小農機具等営農用備品の購入、リース料、従業員の給与、生産技術・経営管理技術の習得費、市場開拓費、販売促進費等)	貸付対象者 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者(認定農業者) 貸付限度額 畜産・施設園芸については、それぞれ4倍

注1: 貸付方式は、極度貸付方式による当座貸越及び手形貸付(極度額の範囲内で随時借入、随時返済)又は証書貸付とする。

注2: 貸付利率は、変動金利制である。

注3: 本資金の貸付が受けられる期間は、農業経営改善計画期間(同計画の開始時期から同計画の終了時を含む年度の末日まで)中である。期間終了時に有する本資金の残高は、すべて終了時に返済する。

ただし、家畜の飼養生産に1年以上を要する営農類型を営むものにあつては、終了後3年の範囲内で融資機関が認めた期間内で返済できる。